

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

トランス・コスモス株式会社

代表取締役社長 奥 田 昌 孝

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくか（2頁ご参照）いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイアモンドルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | (1) 第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（その1） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（その2） |
| 第3号議案 | 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件 |
| 第4号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 修正事項の通知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>)において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】

<http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持の携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国 Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。
Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）


【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】


インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人

住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他ご照会>  0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は原油高に伴うエネルギー・原材料高騰で景気後退に懸念が強まり、下半期に入ると米国を震源地とする世界的な金融危機を背景に急激なスピードで景気後退に突入いたしました。日経平均株価は1982年10月以来の6千円台を一時記録し、企業収益は軒並み悪化、上場企業の倒産数は戦後最大規模となっております。また製造業を中心に多くの企業が大規模な人員整理・削減を実施するなど雇用環境も大幅に悪化、これに伴って個人消費も大幅に冷え込むなど先行き不透明な経済環境が続いている状況であります。海外では、中国、インドなどの新興国ではプラス成長は維持できたものの成長率は鈍化し、欧米などの先進国では大きくマイナス成長を見込むなど世界規模での経済不安が広がっている状況であります。

このような事業環境のもと、当社グループは株式市況の低迷に加え、急激な円高や景気悪化などの影響もあり、昨年12月に当初計画を下回る見通しとなったため修正計画を発表いたしました。

しかしながら、当社グループ事業が関連するCRMアウトソーシング市場は、収益性改善を急ぐ企業の経営の効率化、コスト削減などを目的とした新たなアウトソーシングニーズの発生により、堅調に推移いたしました。

この結果、当期の連結売上高は、166,291百万円となり前期比0.9%の増収となりました。利益につきましては、将来の競争力強化に向けた先行投資費用の負担や、コーポレートベンチャーキャピタル事業で営業損失を計上した結果、連結営業利益59百万円(対前期比98.6%の減益)、連結経常損失1,193百万円(前期は経常利益3,677百万円)となりました。また連結当期純利益につきましては、当社における税務上の欠損金に係る税効果を計上し、法人税等調整額は、△5,028百万円となり、2,201百万円(前期は当期純損失3,139百万円)となりました。

事業の種類別セグメントの状況

情報サービス事業につきましては、経済環境が急激に悪化するなか、主力サービスであるコールセンターサービス事業を中心に受注が比較的堅調に推移し、売上高は164,543百万円と前期比3.5%の増収となりました。営業利益につきましては、将来の競争力強化に向けた人員の増強と昨年度後半から積極的に行った設備への先行投資の結果、10,216百万円となり前期比0.8%の減益となりました。

コーポレートベンチャーキャピタル事業につきましては、株式市場の低迷に伴い保有する株式の売却が少なかったことから、売上高は1,748百万円と前期比70.1%の減収となりました。営業利益につきましては、保有する株式の減損処理を行った結果、営業損失4,863百万円(前期は営業利益15百万円)を計上することとなりました。

所在地別セグメントの状況

国内につきましては、情報サービス事業が堅調に推移したことから、売上高は154,460百万円と対前期比4.1%の増収となり、営業利益はコーポレートベンチャーキャピタル事業で保有する株式の減損処理等により7,219百万円と対前期比32.4%の減益となりました。

米国につきましては、コーポレートベンチャーキャピタル事業で保有する株式の売却が少なかったことから、売上高は1,643百万円と対前期比31.0%の減収となりました。営業利益につきましては、同事業で保有する株式の減損処理を行った結果、営業損失2,192百万円(前期は営業損失911百万円)を計上することとなりました。

アジアにつきましては、為替変動の影響等により売上高は10,188百万円と対前期比27.1%の減収となり、営業利益は216百万円と対前期比65.6%の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的金融危機を背景に日経平均株価は1982年10月以来の6千円台を一時記録し、企業収益は軒並み悪化、上場企業の倒産数は戦後最大規模となるなど一段と厳しさを増しております。これら経済動向が与える影響は当社経営においてもリスク要因として考慮する必要があります。

一方、当社を取り巻く事業環境は、特に業績回復を急ぐお客様企業の事業戦略が従来から「自社内で全機能を所有しすべての業務を行う」というインソーシング主義から「事業のコアコンピタンスに経営資源を集中させ、周辺業務は効率性、迅速性の観点から外部の専門会社へ委託（アウトソーシング）する」というアウトソーシング主義に変化しつつあります。当社は、こうした事業環境の変化により受注機会の拡大が期待できる一方で、企業競争力の強化に繋がる付加価値の高いアウトソーシングサービスの創出および維持/提供を経営課題として認識しております。そのために当社は、コールセンターサービス、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス、ビジネスプロセスソリューションサービス、デジタルマーケティングサービスなどお客様企業の売上増大とコスト削減、マーケティングの効率化、顧客満足度の向上を実現するサービスメニューの拡充に努めています。

当社経営の基本理念である『お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。』を全社一丸となって実践し、当社グループの成長によって企業価値を高めるとともに、株主、お客様企業、社員、社会に貢献する所存であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金4,210百万円の調達を実施いたしました。

また、当社において、平成20年7月4日に第1回無担保社債2,500百万円、平成20年8月20日に第2回無担保社債2,000百万円を発行いたしました。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成21年2月1日をもって、BPS株式会社の事業の全部を譲渡価額333百万円で譲り受けました。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 21 期 平成18年3月期	第 22 期 平成19年3月期	第 23 期 平成20年3月期	第24期(当期) 平成21年3月期
売 上 高 (百万円)	106,468	141,489	164,771	166,291
経 常 利 益 (百万円)	6,687	7,289	3,677	△1,193
当 期 純 損 益 (百万円)	6,669	7,369	△3,139	2,201
1株当たり当期純損益 (円)	297.94	171.38	△74.37	55.75
総 資 産 (百万円)	88,293	96,380	97,098	88,092
純 資 産 (百万円)	58,365	59,070	49,760	39,560
1株当たり純資産額 (円)	2,612.93	1,232.42	1,047.98	871.39

(注) 1. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2. 当社は平成18年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。遡及修正を行った場合の1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額は次のとおりとなります。

(単位：円)

	第 21 期 平成18年3月期
1株当たり当期純損益	148.97
1株当たり純資産額	1,306.46

3. 第22期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、次のとおりであります。

第22期 52,546百万円、第23期 42,958百万円、第24期 34,253百万円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 J ス ト リ ー ム	2,182百万円	44.6%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
ダブルクリック株式会社	1,883百万円	64.1%	インターネット広告におけるソリューションサービス事業
応 用 技 術 株 式 会 社	1,205百万円	60.2%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
大宇宙信息創造(中国)有限公司	81,091千人民元	100.0% (100.0%)	中国における情報サービス事業

(注) 議決権比率の括弧書(内数)は、当社の子会社が出資している間接所有分であります。

(11) 主要な事業内容(平成21年3月31日現在)

コールセンターサービス事業、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス事業、ビジネスプロセスソリューションサービス事業、デジタルマーケティングサービス事業、中国オフショア開発サービス事業、海外サービス事業

(12) 主要な事業所等(平成21年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
事 業 所 等	大阪、名古屋、和歌山、福岡
コ ー ル セ ン タ ー 等	札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、和歌山、福岡、宮崎、熊本、沖縄
海 外 拠 点	米国(ニューヨーク、ロサンゼルス)、韓国(ソウル)、中国(北京、上海、天津、大連、青島、広州、蘇州、瀋陽、本溪)、シンガポール、タイ(バンコク)、フィリピン(マニラ)

(13) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	(臨時従業員数)
情報サービス事業	16,474名	(17,507名)
コーポレートベンチャーキャピタル事業	107名	—
全社（共通）	415名	—
合計	16,996名	(17,507名)

(注) 従業員数が前連結会計年度より5,113名増加している主な要因は、一部海外連結子会社における契約形態の変更および新規連結子会社の増加によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,977名(13,187名)	637名増(3,204名増)	31歳4ヶ月	5年4ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,375
株式会社みずほコーポレート銀行	6,200
株式会社三井住友銀行	3,559

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 株主数 21,862名（うち、単元株式を有する株主数 21,624名）
- (4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
奥 田 耕 己	千株 7,498	% 19.1
奥 田 昌 孝	5,910	15.0
平 井 美 穂 子	2,185	5.6
財 団 法 人 奥 田 育 英 会	1,753	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	1,203	3.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	1,143	2.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	772	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	624	1.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	616	1.6
MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL CUSTODY N.V.	578	1.5

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。
 3. 出資比率は、自己株式（9,484千株）を控除して算出しております。

(5) 会社の株式に関する重要な事実

当社は、当社役員が当社株式を購入するに際してのインサイダー取引を回避し、当社役員自らが当社株式を継続的に購入し、所有することにより、株主の皆様と株主価値を共有し、さらなる企業価値の増大に向けた経営に取り組むため、平成21年2月にトランス・コスモス役員持株会を設立しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	平成15年第1回 新株予約権	平成16年第1回 新株予約権	平成17年第1回 新株予約権
保有人数および 新株予約権の数			
取締役 (社外取締役を除く)	5名 177個	7名 132個	8名 166個
社外取締役	—	—	1名 17個
監査役	—	1名 2個	1名 4個
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	35,400株	26,800株	37,400株
新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 (1株あたり)	1,171円	1,611円	2,270円
行使期間	平成17年7月1日～ 平成21年6月30日	平成18年7月1日～ 平成22年6月30日	平成19年7月1日～ 平成23年6月30日
主な行使条件	権利行使日において、当社または 当社子会社の取締役、監査役、執 行役員、従業員の地位にあること	権利行使日において、当社または 当社子会社の取締役、監査役、執 行役員、従業員の地位にあること	権利行使日において、当社または 当社子会社の取締役、監査役、執 行役員、従業員の地位にあること

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成18年5月22日および同年5月29日開催の取締役会決議ならびに同年6月29日開催の第21回定時株主総会における決議に基づき、信託型ライツ・プラン導入の一環として、住友信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行いたしました。当該新株予約権の概要は以下のとおりです。

新株予約権の内容および数

下記の内容の新株予約権 75,000,000個

① 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際しての出資目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、(ア)ある者が、特定定義の特定大量保有者になった日の翌日（以下「行使価額変動日」という。）より前においては、新株予約権が行使される日（以下

「行使日」という。)の属する月の前月の各取引日(終値のない日を除く。)における当社普通株式の終値(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))(ただし、当社の株式分割、株式併合その他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたと当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。)を算術平均した額(以下「時価」という。)に3を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。)とし、(イ)行使価額変動日以後においては、時価に10,000分の3を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

③ 新株予約権の行使期間

平成18年7月18日から平成21年6月30日まで

(ただし、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権については、当該取得日の前日まで。また、平成21年1月1日以降6月30日以前に特定定義の権利発動事由が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日まで。)

4. 会社役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の状況

役 名	氏 名	担 当
代表取締役 グループCEOファウンダー	奥 田 耕 己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 C E 0	船 津 康 次	最高経営責任者
取締役副会長	後 藤 攻	
代表取締役社長 C 0 0	奥 田 昌 孝	最高業務執行責任者
取締役副社長	石 見 浩 一	デジタルマーケティングサービス総括責任者 兼 関係会社統括部長 コールセンターサービス統括、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括、ビジネスプロセスソリューションサービス本部、海外事業本部、中国サービス部、MCM分析サービス部、サービス企画本部、特別プロジェクト室担当
取締役副社長	高 嶋 正二郎	営業統括担当
専務取締役	森 山 雅 勝	BtoC事業戦略本部長
専務取締役	永 倉 辰 一	事業開発投資本部担当
専務取締役	向 井 宏 之	営業統括責任者
社外取締役	吉 岡 大 樹	
社外取締役	高 尾 吉 郎	
社外取締役	神 山 陽 子	
社外取締役	夏 野 剛	
常勤監査役	石 岡 英 明	
社外監査役	日 色 輝 幸	
社外監査役	渡 邊 和 志	
社外監査役	中 村 敏 明	

- （注）1. 取締役吉岡大樹氏、高尾吉郎氏、神山陽子氏および夏野剛氏は、社外取締役にあります。
2. 監査役日色輝幸氏、渡邊和志氏および中村敏明氏は、社外監査役にあります。
3. 社外監査役中村敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 上記の他、取締役の重要な他社の代表の兼務の状況は次のとおりであります。
- （1）代表取締役社長兼COO奥田昌孝氏は、株式会社イーベンチャーズの代表取締役に兼務しております。
- （2）取締役副社長石見浩一氏は、大宇宙情報システム（上海）有限公司の董事長、大宇宙宮鏈創信信息咨询（上海）有限公司の董事長、transcosmos MCM Korea Co., Ltd. の代表理事、瀋陽大宇宙情報システム有限公司の董事長を、それぞれ兼務しております。
- （3）専務取締役森山雅勝氏は、チームラボビジネスディベロップメント株式会社の代表取締役、株式会社ココアの代表取締役に、それぞれ兼務しております。
- （4）社外取締役神山陽子氏は、有限会社ゲンパーの代表取締役に兼務しております。
5. 常勤監査役石井三雄氏は、平成20年6月25日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
6. 取締役副会長後藤攻氏および取締役副社長高嶋正二郎氏は、平成21年3月31日付をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の会社の社外役員としての兼任状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	兼任の内容
社外取締役	高尾 吉郎	日本電通株式会社	社 外 監 査 役
社外取締役	夏 野 剛	セガサミーホールディングス株式会社	社 外 取 締 役
		SBIホールディングス株式会社	社 外 取 締 役
社外監査役	日色 輝幸	ダブルクリック株式会社	社 外 監 査 役
社外監査役	中村 敏明	株式会社リソー教育	社 外 監 査 役

② 他の会社の業務執行者としての兼務状況および当該他の会社と当社との関係について

社外取締役夏野剛氏は、ぴあ株式会社および株式会社トワンゴの取締役を兼務しており、当社は同社との間に取引関係があります。

③ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い方に限定する内容の契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役吉岡大樹氏、高尾吉郎氏、神山陽子氏、夏野剛氏および社外監査役日色輝幸氏、渡邊和志氏、中村敏明氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

当該事業年度における取締役会および監査役会での主な活動状況

社外役員の氏名	地 位	出席回数 取締役会 監査役会	主な発言状況
吉 岡 大 樹	社 外 取 締 役	18回/19回 —	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
高 尾 吉 郎	社 外 取 締 役	17回/19回 —	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
神 山 陽 子	社 外 取 締 役	18回/19回 —	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
夏 野 剛	社 外 取 締 役	14回/15回 —	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
日 色 輝 幸	社 外 監 査 役	19回/19回 19回/19回	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。
渡 邊 和 志	社 外 監 査 役	19回/19回 19回/19回	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。
中 村 敏 明	社 外 監 査 役	19回/19回 19回/19回	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12名 (4名)	250,714千円 (35,548千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (3名)	24,048千円 (12,036千円)
合 計	17名	274,763千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、月額50,000千円であります。
(平成9年6月27日開催の定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、月額5,000千円であります。
(昭和63年6月25日開催の定時株主総会決議)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額(注)	145,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	263,772千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、大宇宙情報創造(中国)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の法定監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、内部統制整備に係る助言業務を委託しておりません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当該事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人に会社法や公認会計士法等の法令に違反もしくは抵触があった場合、またはその疑義が相当程度ある場合は、取締役会が監査役会の同意を得たうえで、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全会一致の決議をもって、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図る。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

これらの事務については、管理本部担当執行役員が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各本部は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築している。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施する。
取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。
取締役は執行役員の仕事の執行状況を管理・監督する。
経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底する。
また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。
コンプライアンス推進部は、その担当執行役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。
ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備する。
- ⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各本部は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
子会社を担当する各本部が、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役社長に報告する。
子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。
当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査室は監査を実施する。
当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し監査業務の効率性および実効性を図っている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに代表取締役は適任者を選任する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮・監督のもと監査役監査業務をサポートする。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。
- ・取締役会決議事項、報告事項
 - ・月次、四半期、半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
 - ・重要な開示資料の内容
 - ・重要な組織・人事異動
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
 - ・その他、重要な稟議・決裁事項
- このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告をする。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。
- ⑪ 適時適正開示を行うための体制
適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社から成る企業集団での開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量

買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、環境の変化を恐れず実績とノウハウや最新技術をプロフェッショナルとして創意工夫で融合させてゆくことの出来る社員を抱える内発的エネルギーや、そこから生み出される様々な創造性でお客様企業へさらに付加価値の高いサービスを提供するマーケティングチェーンマネジメントサービス推進力をその源泉としております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、以下の諸施策に取り組むことで当社の企業価値の向上を図ってまいります。

(i) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は1995年に初めて中国市場に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショアリング開発）事業への参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等グローバル市場でのサービス体制の構築・展開を加速させています。とくにコア事業であるコールセンターサービスのグローバル化を推進し、中国、韓国、タイ、フィリピン等にコールセンター拠点を設け、アジア主要10言語に対応する『グローバルコールセンターサービス』の提供を開始する等、ますます顧客志向がグローバル化していくことに備え、グローバルでの競争力強化に取り組んでいきます。

(ii) 業種・業務に特化したサービスの提供

法改正等に代表されるとおり企業を取り巻く環境は刻一刻と変化しつづけています。この変化とともにアウトソーシングニーズはますます多様化してきており、また業種特有の課題がより多く顕在化してきています。当社は、多様化しているニーズに総合的に対応していくため、「業界別営業体制」を採用しております。各業界・業種のプロフェッショナルである「人」と「技術力」を用意し、どの業界のお客様企業にも最適なサービスを提供できるように、より一層のサービス体制の強化に取り組んでいきます。

(iii) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えています。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創

出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでいきます。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、13名の取締役のうち4名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております（平成21年3月31日付にて取締役2名が辞任により退任したため、取締役総数は11名となり、うち4名を社外取締役としております。）。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役3名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施しております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成18年5月22日および同年5月29日開催の取締役会決議ならびに同年6月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、信託型ライツ・プランの導入の一環として、住友信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行いたしました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の持株割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現した時点の（当社以外の）株主の皆様全員がこれを取得できるようにしておく仕組みです。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて新株予約権を交付することになります。信託型ライツ・プランの導入に伴い発行された新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、特定大量保有者（以下に定義されます。）が出現した日の翌日以後においては、当該時価の0.03%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げます。）となります。

新株予約権は、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量保有者」といいます。）になったことを示す公表がなされた日から原則として10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量買付者」といいます。）となる公開買付開始公告を行った日から原則として10日間が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定

大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、これを使用することができます。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則（以下「新株予約権細則」といいます。）に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできます。すなわち、新株予約権の権利発動事由が発生し、新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、他の株主の皆様による新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得の結果、その有する持分割合が希釈化されるという影響を受ける可能性があります。

本新株予約権は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の1)ないし5)の事由がいずれも存在しない場合や、いずれかの事由が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合には、これを使用することができないものとされています。なお、これらの場合に該当するか否かは、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されます。

- 1) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること
 - a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 2) 当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
- 3) 当社株主もしくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 4) 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

- 5) 上記1)から4)までのほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益（当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとします。）に反する重大なおそれがあること
また、本新株予約権は、ある者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき以下1) および2) の条件が充足された場合には、これを行行使することができないものとされています。なお、これらの場合に該当するか否かは、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されます。
- 6) 当社取締役会が提示または賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、
- 7) 当該代替案が当社の支配権の移転を伴う場合で、かつ、以下の4つの条件がすべて満たされる場合
 - a) 当該買収が当社が発行者である株券全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
 - b) 上記 1) a) ないし d) に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがないこと
 - c) 当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと
 - d) 当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがないこと

当社は、信託型ライツ・プランの導入に際し独立委員会を設置しております。独立委員会は、権利発動事由が発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他新株予約権の行使条件の不充足、新株予約権の取得等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定した場合には、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、実質的にこの独立委員会の勧告に従って、会社法上の機関としての決定を行うものとされています。

なお、信託型ライツ・プランのために、平成18年7月18日付で住友信託銀行株式会社に対して無償で発行された新株予約権の総数は75,000,000個です。新株予約権の行使期間は、原則として平成18年7月18日から平成21年6月30日までの3年間とされております。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされます。株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることとなります。仮に、株主の皆様がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、信託型ライツ・プランの詳細については、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/news/pdf/ir060529.pdf>) に掲載の平成18年5月29日付プレスリリースをご覧ください。

③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

前記②(a)に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、信託型ライツ・プランは、前記②(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、当社経営陣からの独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、信託型ライツ・プランの発動、行使条件の不充足および新株予約権の取得等に関する決定については独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められており、取締役会によりいつでも新株予約権を取得できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、上記の取組みに替わるものとして、第24回定時株主総会において「買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、平成17年3月期より従来の安定配当志向型から業績に連動した配当性向重視型に変更し、よりいっそう株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化をはかるとともに、新規コールセンター設備や情報システム等の設備投資に活用し、当社サービスの拡大に対応すると同時にサービスの品質向上に努める考えであります。当社事業の拡大とサービスの付加価値を高め、利益を追求することにより、株主の皆様への期待に応えたいと考えております。

しかしながら、当期の期末配当につきましては当社の通期業績が当初予想を下回ることとなったため、昨年12月5日に発表したとおり、誠に遺憾ながら実施を見送らせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,047,905	流 動 負 債	25,867,546
現金及び預金	14,646,429	買掛金	4,786,707
受取手形及び売掛金	24,367,896	短期借入金	4,799,351
営業投資有価証券	5,133,001	一年内償還予定社債	846,000
商品及び製品	259,787	一年内返済予定長期借入金	682,942
仕掛品	662,420	未払金	3,063,531
貯蔵品	17,495	未払法人税等	376,636
繰延税金資産	1,880,874	未払消費税等	1,565,709
その他	3,275,986	未払費用	5,280,612
貸倒引当金	△195,986	前受金	531,386
固 定 資 産	38,044,391	賞与引当金	3,133,171
有 形 固 定 資 産	11,678,355	訴訟損失引当金	124,509
建物及び構築物	5,032,125	その他	676,988
車両及び運搬具	35,954	固 定 負 債	22,663,933
工具器具備品	4,551,831	社債	3,700,000
土地	1,146,730	長期借入金	18,209,859
リース資産	123,664	退職給付引当金	116,963
建設仮勘定	788,048	預り保証金	11,200
無 形 固 定 資 産	7,207,872	その他	625,910
のれん	1,546,788	負 債 合 計	48,531,479
ソフトウェア	2,375,945	純 資 産 の 部	
リース資産	1,017	株 主 資 本	36,482,037
ソフトウェア仮勘定	2,943,578	資本金	29,065,968
その他	340,543	資本剰余金	23,009,658
投資その他の資産	19,158,163	利益剰余金	4,155,622
投資有価証券	956,943	自己株式	△19,749,211
関係会社株式	4,504,354	評価・換算差額等	△2,228,277
その他の関係会社有価証券	96,548	その他有価証券評価差額金	407,626
出資金	7,800	繰延ヘッジ損益	△4,835
関係会社出資金	383,812	為替換算調整勘定	△2,631,068
長期貸付金	291,373	新株予約権	300
繰延税金資産	5,138,259	少数株主持分	5,306,756
差入保証金	5,423,891	純 資 産 合 計	39,560,816
前払年費用	2,109,368	負 債 及 び 純 資 産 合 計	88,092,296
その他	625,684		
貸倒引当金	△379,873		
資 産 合 計	88,092,296		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		166,291,905
売 上 原 価		137,225,102
売 上 総 利 益		29,066,803
販売費及び一般管理費		29,007,734
営 業 利 益		59,068
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	100,815	
受 取 配 当 金	23,693	
雇 用 開 発 助 成 金	190,980	
開 発 支 援 金	133,071	
そ の 他	356,009	804,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	492,359	
デリバティブ評価損失	341,448	
持分法による投資損失	499,295	
映像事業投資損失	365,102	
そ の 他	359,353	2,057,559
経 常 損 失		1,193,919
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,382	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,814	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	6,073	
関 係 会 社 清 算 益	2,940,138	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	23,346	
持 分 変 動 益	171,461	
そ の 他	179,073	3,341,291
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	59,992	
固 定 資 産 除 却 損	218,582	
固 定 資 産 減 損 損 失	2,583,378	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	51,488	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	167,334	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	525,948	
持 分 変 動 損	101,023	
そ の 他	1,389,869	5,097,618
税金等調整前当期純損失		2,950,245
法人税、住民税及び事業税		535,473
法人税等調整額		△5,028,477
少数株主損失		659,109
当 期 純 利 益		2,201,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	29,065,968	23,057,566	3,649,849	△17,834,374	37,939,010
連結会計年度中の 変動					
剰余金の配当			△1,639,676		△1,639,676
当期純利益			2,201,868		2,201,868
自己株式の取得				△1,993,840	△1,993,840
自己株式の処分		△47,907		79,003	31,095
連結範囲の変動			△40,762		△40,762
その他			△15,656		△15,656
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					—
連結会計年度中 の変動額合計	—	△47,907	505,772	△1,914,837	△1,456,972
平成21年3月31日残高	29,065,968	23,009,658	4,155,622	△19,749,211	36,482,037

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日残高	310,530	△7,134	4,716,406	5,019,802	—	6,802,085	49,760,898
連結会計年度中の 変動							
剰余金の配当				—	—	—	△1,639,676
当期純利益				—	—	—	2,201,868
自己株式の取得				—	—	—	△1,993,840
自己株式の処分				—	—	—	31,095
連結範囲の変動				—	—	—	△40,762
その他				—	—	—	△15,656
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	97,096	2,299	△7,347,475	△7,248,079	300	△1,495,329	△8,743,109
連結会計年度中 の変動額合計	97,096	2,299	△7,347,475	△7,248,079	300	△1,495,329	△10,200,081
平成21年3月31日残高	407,626	△4,835	△2,631,068	△2,228,277	300	5,306,756	39,560,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 71社

主要な連結子会社の名称

株式会社Jストリーム、ダブルクリック株式会社、応用技術株式会社、大宇宙
宙信息創造(中国)有限公司

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

- ・ ネットゴーストPIPOPA製作委員会(平成20年4月1日付、設立)
- ・ 株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得による持分法適用会社からの変更)
- ・ トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社(重要性が増したため)
- ・ デジット株式会社(追加取得による変更)
- ・ ビズ・トラスト株式会社(平成20年7月31日付、設立)
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社(平成20年8月6日付、設立)
- ・ 株式会社アップアローズ(新規取得)
- ・ transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.(追加取得による持分法適用会社からの変更)
- ・ SMART LUCK ENTERPRISES LIMITED(新規取得)
- ・ 株式会社フレーバー(重要性が増したため)
- ・ 上海特朗思大宇宙信息技术服务有限公司(重要性が増したため)
- ・ 北京特朗思信息技术服务有限公司(重要性が増したため)
- ・ 蘇州大宇宙信息創造有限公司(平成20年10月16日付、設立)
- ・ 太公網(北京)信息咨询有限公司(平成20年11月12日付、設立)
- ・ 北京太公網科技發展有限公司(新規取得)

(除外)

- ・ 株式会社エクスペリエンス(全保有株式売却)
- ・ 広州大宇宙信息創造有限公司(平成20年7月7日付、清算許可)
- ・ ラルクCCP15投資事業組合(平成20年10月31日付、清算結了)
- ・ 株式会社プライムス・ナレッジ・ソリューションズ(平成20年12月26日付、清算結了)
- ・ Transcosmos Investments & Business Development(China),LLC.(平成21年2月12日付、清算結了)
- ・ Transcosmos Investments & Business Development, Inc.(平成21年3月28日付、清算結了)
- ・ ベストキャリア株式会社(平成21年3月30日付、清算結了)
- ・ amimo有限責任事業組合(平成21年3月31日付、清算結了)
- ・ 日本公共料金サービス株式会社(議決権比率の減少により持分法適用会社へ変更)
- ・ Access Markets International Partners, Inc.(議決権比率の減少により持分法適用会社へ変更)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

大宇宙設計開発(大連)有限公司、transcosmos MCM Korea Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社数 22社

主要な持分法適用会社の名称

ネットレイティングス株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

- ・フジテレビラボLLC合同会社(重要性が増したため)
- ・日本公共料金サービス株式会社(議決権比率の減少による連結子会社からの変更)
- ・Access Markets International Partners, Inc. (議決権比率の減少による連結子会社からの変更)

(除外)

- ・株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得により連結子会社へ変更)
- ・transcosmos(Thailand)Co., Ltd. (追加取得により連結子会社へ変更)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(大宇宙設計開発(大連)有限公司他)は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 営業投資有価証券のうち議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった会社の名称

- ・オートックワン株式会社
- ・Become, Inc.
- ・Pheedo, Inc.
- ・CHINASOURCE LIMITED
- ・Wangyou Media Limited

(関連会社としなかった理由)

当社の主たる営業目的である投資事業のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないためであります。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。
(決算日 12月31日)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社リッスンジャパン ・ショックウェーブ
エンターテインメント株式会社 ・応用技術株式会社 ・株式会社アスクドットジェーピー ・ピカム株式会社 ・CCPメザニン2006投資事業組合 ・CinemaNow Japan株式会社 ・オーガニック・トレンド・
インターナショナル株式会社 ・CCP-GLOBAL FUND I ・CCP-Biotech 3号投資事業組合 ・大宇宙信息創造(中国)有限公司 ・transcosmos America, Inc. ・北京大宇宙信息技術有限公司 ・株式会社フレーバー ・SMART LUCK ENTERPRISES
LIMITED ・北京特朗思信息技術服務有限公司 ・北京太公網科技發展有限公司 ・株式会社トランスコスモス・
テクノロジーズ | <ul style="list-style-type: none"> ・大宇宙信息系統(上海)有限公司 ・大宇宙営鏈創信息咨询(上海)
有限公司 ・Career Incubation USA, Inc. ・IBR, Inc. ・CIC Korea, Inc. ・Shine Harbour Ltd. ・APPLIED TECHNOLOGY KOREA, INC. ・Transcosmos Information
Creative Holdings ・Inwoo Tech, Inc. ・太公網(北京)信息咨询有限公司 ・瀋陽大宇宙信息系統有限公司 ・OneXeno Limited ・上海特思尔大宇宙商務諮問有限公司 ・大宇宙ジャパン株式会社 ・上海特朗思大宇宙信息技術服務
有限公司 ・蘇州大宇宙信息創造有限公司 ・transcosmos(Thailand)Co., Ltd. |
|---|---|

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(決算日 その他)

会社名	決算日
・株式会社バンドワゴン	4月30日
・ラルクCCP9投資事業組合	5月31日
・CCP-GLOBAL FUND II	5月31日
・ラルクCCP10投資事業組合	7月31日
・ラルクCCP12投資事業組合	8月31日
・キャリアインキュベーション株式会社	9月30日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近連結会計年度における純資産の当社持分割合で評価

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品……………総平均法に基づく原価法

仕掛品……………個別法に基づく原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による原価切下げの方法）に変更しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社および国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

建物（建物付属設備は除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの

旧定額法によっております。

c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。

建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。

なお、当社のコールセンター設備の一部（器具備品等）については、経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産……………主として定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

（5年）に基づく定額法

- によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。
- (5) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社および国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 訴訟損失引当金……………連結子会社の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 退職給付引当金……………当社および連結子会社の一部において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約
ヘッジ対象：借入金、外貨建金銭債務、外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針……………内規に基づき、金利の変動リスクを回避するため金利スワップ取引を行い、また、外貨建取引の為替レートの変動によるリスクを回避するため為替予約を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間または10年間で均等償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この結果、当連結会計年度のリース資産は有形固定資産で123,664千円、無形固定資産で1,017千円計上されております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

(連結計算書類作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行っております。

これにより営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ5,704千円減少しております。

8. 連結貸借対照表の表示方法の変更

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「貯蔵品」は、それぞれ208,760千円、1,046,719千円、10,704千円であります。

前連結会計年度において、無形固定資産「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」(前連結会計年度1,698,534千円)は、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において、流動負債「その他」に含めて表示しておりました「未

払費用」(前連結会計年度4,999,604千円)は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において、独立科目で掲記しておりました流動負債の「繰延税金負債」(当連結会計年度153千円)および固定負債の「繰延税金負債」(当連結会計年度5千円)は、金額が僅少となったため、流動負債の「その他」および固定負債の「その他」に含めて表示しております。

9. 連結損益計算書の表示方法の変更

営業外費用の「デリバティブ評価損」は前連結会計年度では営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「デリバティブ評価損」は126,624千円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,475,000千円
2. 担保に供している資産	
銀行預金	1,000千円
建物及び構築物	300,362千円
土地	202,310千円
計	503,672千円
担保されている債務	
買掛金	13,490千円
短期借入金	54,450千円
一年内償還予定社債	36,000千円
一年内返済予定長期借入金	20,156千円
長期借入金	84,044千円
計	208,142千円

3. 偶発債務

当社は、平成19年8月3日ジーイーキャピタルリーシング株式会社から、ASP型CADソフトウェアの販売取引に関して、約19億円の売買代金返還訴訟を提起され、また、同取引に関与した当社他5社に対して約58億円の損害賠償請求訴訟を提起されました。なお、約19億円の訴訟と約58億円の訴訟は、別訴となっておりますが、事実関係は、19億円の限度において重複しております。また、この取引は、最終ユーザーの元社員の詐欺行為が発端となっており、最終ユーザーがジーイーキャピタルリーシング株式会社との契約行為を否認したことにより、同社への販売者である当社および他2社ならびに最終ユーザーに対して訴訟を提起したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	48,794,046	—	—	48,794,046

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	7,802,130	1,719,837	37,254	9,484,713

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式買付による増加 1,719,700株

単元未満株式の買取による増加 137株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプション行使による減少 37,200株

単元未満株式の売却による減少 54株

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
平成15年新株予約権	普通株式	191,800
平成16年新株予約権	普通株式	204,200
平成17年新株予約権	普通株式	236,200
第一回信託型ライツ・プラン	普通株式	75,000,000
合 計		75,632,200

4. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,639,676	40	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当該事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 871円39銭
- 1株当たり当期純利益 55円75銭

重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

添付書類(5)

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,127,338	流 動 負 債	19,139,026
現金及び預金	5,683,749	買掛金	4,621,747
受取手形	56,543	短期借入金	2,500,000
売掛金	19,641,085	一年内償還予定社債	800,000
営業投資有価証券	8,263,855	一年内返済予定長期借入金	582,500
商品	1,695	未払金	1,636,132
仕掛品	173,094	未払費用	4,328,988
貯蔵品	12,658	未払法人税等	100,700
前渡金	161,370	未払消費税等	912,772
前払費用	968,452	前受金	337,862
繰延税金資産	1,611,984	預り金	174,454
短期貸付金	129,500	賞与引当金	2,854,050
未収入金	1,111,814	その他の	289,817
その他の他金	391,233	固 定 負 債	22,754,039
貸倒引当金	△79,699	社債	3,700,000
固 定 資 産	40,930,564	長期借入金	17,917,500
有形固定資産	6,150,332	預り保証金	11,200
建物	1,788,214	債務保証損失引当金	1,068,932
構築物	185,748	その他の	56,406
構築物	18	負 債 合 計	41,893,065
車両運搬器具備品	2,953,477	純 資 産 の 部	
リース資産	66,170	株 主 資 本	36,680,348
土地	373,839	資本金	29,065,968
建設仮勘定	782,864	資本剰余金	23,009,658
無 形 固 定 資 産	5,017,804	その他資本剰余金	23,009,658
のれん	272,189	利 益 剰 余 金	4,353,932
ソフトウェア	1,512,388	利益準備金	334,513
電話加入権	86,075	その他利益剰余金	4,019,418
施設利用権	19	繰越利益剰余金	4,019,418
リース資産	1,017	自 己 株 式	△19,749,211
ソフトウェア仮勘定	3,146,113	評価・換算差額等	484,489
投 資 そ の 他 の 資 産	29,762,427	その他有価証券評価差額金	484,489
投資有価証券	780,890	純 資 産 合 計	37,164,837
関係会社株式	16,063,677	負 債 及 び 純 資 産 合 計	79,057,902
その他の関係会社有価証券	197,329		
関係会社出資金	1,269,050		
関係会社長期貸付金	3,097,971		
繰延税金資産	5,219,414		
差入保証金	3,675,860		
前払年費用	2,109,368		
その他の	574,626		
貸倒引当金	△3,225,761		
資 産 合 計	79,057,902		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(6)

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		137,060,238
売 上 原 価		114,445,836
売 上 総 利 益		22,614,402
販売費及び一般管理費		18,813,670
営 業 利 益		3,800,731
営 業 外 収 益		427,914
受 取 利 息	169,139	
受 取 配 当 金	54,213	
雇 用 開 発 助 成 金	108,320	
そ の 他	96,240	
営 業 外 費 用		1,493,003
支 払 利 息	388,529	
社 債 利 息	50,853	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	191,612	
任 意 組 合 投 資 損 失	380,373	
映 像 事 業 投 資 損 失	365,102	
そ の 他	116,531	
経 常 利 益		2,735,642
特 別 利 益		100,354
固 定 資 産 売 却 益	7,338	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,790	
関 係 会 社 清 算 益	31,993	
企 業 立 地 助 成 金 等	50,232	
特 別 損 失		19,385,956
固 定 資 産 売 却 損	58,624	
固 定 資 産 除 却 損	116,115	
固 定 資 産 減 損 損 失	140,351	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	51,748	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	31,193	
関 係 会 社 清 算 損	15,530,935	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,492,582	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	716,072	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,068,932	
そ の 他	179,399	
税 引 前 当 期 純 損 失		16,549,959
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		44,295
法 人 税 等 調 整 額		△5,468,281
当 期 純 損 失		11,125,973

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	29,065,968	23,057,566	23,057,566
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			—
当 期 純 損 失			—
自 己 株 式 の 取 得			—
自 己 株 式 の 処 分		△47,907	△47,907
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	—	△47,907	△47,907
平成21年3月31日残高	29,065,968	23,009,658	23,009,658

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成20年3月31日残高		170,546		16,949,035	17,119,582
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	163,967	△1,803,644	△1,639,676		△1,639,676
当 期 純 損 失		△11,125,973	△11,125,973		△11,125,973
自 己 株 式 の 取 得			—	△1,993,840	△1,993,840
自 己 株 式 の 処 分			—	79,003	31,095
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—		—
事業年度中の変動額合計	163,967	△12,929,617	△12,765,649	△1,914,837	△14,728,394
平成21年3月31日残高	334,513	4,019,418	4,353,932	△19,749,211	36,680,348

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	348,597	348,597	51,757,340
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△1,639,676
当期純損失		—	△11,125,973
自己株式の取得		—	△1,993,840
自己株式の処分		—	31,095
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	135,891	135,891	135,891
事業年度中の変動額合計	135,891	135,891	△14,592,503
平成21年3月31日残高	484,489	484,489	37,164,837

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

2. デリバティブ……………時価法

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………総平均法に基づく原価法

仕掛品……………個別法に基づく原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による原価切下げの方法）に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産除く）

建物（建物付属設備は除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法によっております。

c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。

建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。

なお、コールセンター設備の一部（器具備品等）については経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社

	内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。
5. 引当金の計上基準	
貸倒引当金	期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
債務保証損失引当金	関係会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、保証履行の可能性の高い債務保証につき、求償権の行使による回収可能性を検討して、損失見込相当額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法	
(1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金
(3) ヘッジ方針	当社内規に基づき、金利の変動リスクをヘッジしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
7. 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準等)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この結果、当事業年度のリース資産が有形固定資産で66,170千円、無形固定資産で1,017千円計上されております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

9. 貸借対照表の表示方法の変更

流動資産の「未収入金」は、前事業年度では、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記いたしました。なお、前事業年度の「未収入金」は295,896千円であります。

10. 損益計算書の表示方法の変更

営業外費用の「コミットメントフィー」は前事業年度では、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記いたしました。なお、前事業年度の「コミットメントフィー」は14,276千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	619,307千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,608,422千円
関係会社に対する長期金銭債権	3,097,971千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,960,351千円
3. 債務保証	
金融機関からの借入債務に対する保証	
transcosmos(Thailand) Co., Ltd.	24,840千円
関係会社からの預り債務に対する保証	
ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	4,839,000千円
賃貸借契約債務に対する保証	
クロスコ株式会社	40,829千円
リース契約債務に対する保証	
青島宙慶工業設計有限公司	96,959千円
大宇宙設計開発(大連)有限公司	6,912千円
計	103,871千円
4. 担保に供している資産	銀行預金 1,000千円

5. 偶発債務

当社は、平成19年8月3日ジーイーキャピタルリーシング株式会社から、ASP型CADソフトウェアの販売取引に関して、約19億円の売買代金返還訴訟を提起され、また、同取引に関与した当社他5社に対して約58億円の損害賠償請求訴訟を提起されました。なお、約19億円の訴訟と約58億円の訴訟は、別訴となっておりますが、事実関係は、19億円の限度において、重複しております。また、この取引は、最終ユーザーの元社員の詐欺行為が発端となっており、最終ユーザーがジーイーキャピタルリーシング株式会社との契約行為を否認したことにより、同社への販売者である当社および他2社ならびに最終ユーザーに対して訴訟を提起したものであります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	734,256千円
営業費用	13,267,908千円
営業取引以外の取引高	207,325千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	7,802,130	1,719,837	37,254	9,484,713

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式買付による増加	1,719,700株
単元未満株式の買取による増加	137株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプション行使による減少	37,200株
単元未満株式の売却による減少	54株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,161,313千円
未払事業税	40,974千円
営業投資有価証券評価損	1,113,300千円
投資有価証券評価損	58,561千円
関係会社株式評価損	2,296,016千円
ゴルフ会員権評価損	146,144千円
投資事業組合損失	593,497千円
貸倒引当金	1,208,067千円
債務保証損失引当金	434,948千円
固定資産減損損失	228,716千円
前払年金費用	△858,302千円
繰越欠損金	4,521,838千円
その他	536,678千円
小計	11,481,758千円
評価性引当額	4,318,794千円
繰延税金資産合計	7,162,963千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	331,565千円
繰延税金負債合計	331,565千円
繰延税金資産の純額	6,831,398千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器一式等をリース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	604,893	320,853	284,040
ソフトウェア	186,622	122,812	63,810
合計	791,516	443,665	347,851

2. 未経過リース料期末残高相当額

一年以内	151,345千円
一年超	207,940千円
合計	359,286千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額
 支払リース料 190,838千円
 減価償却費相当額 181,981千円
 支払利息相当額 4,820千円
4. 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法
 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社および法人主要株主等
 当該事項はありません。
- (2) 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	BPS株式会社	100,000千円	情報サービス事業	所有 直接100.0	事業譲受	事業譲受(注)1 譲受資産合計 譲受負債合計 譲受対価	7,450,136 7,441,918 333,996	—	—
子会社	ディーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	100,000千円	情報サービス事業	所有 直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)2 回収等	1,846,000 9,174,404	長期貸付金	2,889,181
子会社	Transcosmos Investments & Business Development, Inc.	US\$429,531千	コーポレートベンチャーキャピタル事業	所有 直接100.0	ベンチャー企業への投資業務	増資(注)3 増資(注)4 清算に伴う配当(注)5	1,459,920 12,563,561	—	—
子会社	株式会社ブライムス・ナレッジ・ソリューションズ	35,000千円	情報サービス事業	所有 直接100.0	業務委託等	債権放棄(注)6	1,108,938	—	—

- (注) 1 平成21年2月1日にBPS株式会社の全事業、固定資産等を、事業譲渡契約に基づき譲り受けております。
- (注) 2 貸付金については市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
- (注) 3 関係会社からの預かり債務に対する保証であります。
- (注) 4 株主割当増資によるものであります。
- (注) 5 Transcosmos Investments & Business Development, Inc.は平成21年3月28日に清算終了いたしました。
 清算配当された資産は、平成20年12月5日の合意に基づき分配を受けております。
- (注) 6 株式会社ブライムス・ナレッジ・ソリューションズの平成20年12月26日の清算終了に伴い行ったものであります。
- (注) 7 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
- (注) 8 議決権等の所有(非所有)割合は、小数第二位を四捨五入しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等およびその他の関係会社の子会社等
当該事項はありません。

(4) 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員および 個人主要株主	奥田 耕己	—	—	被所有 直接 (19.1)	代表取締役 グループ CEOフェウンダー	ストック オプション の行使	16,660	—	—

(注) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	945円45銭
2. 1株当たり当期純損失	281円69銭

重要な後発事象

当該事項はありません。

添付書類(8)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	恩田 勲	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 一夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 豪	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	恩田 勲	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 一夫	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 豪	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(10)

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

トランス・コスモス株式会社	監査役会
常勤監査役	石岡 英明 ㊟
社外監査役	日色 輝幸 ㊟
社外監査役	渡邊 和志 ㊟
社外監査役	中村 敏明 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（その1）

1. 変更の理由

- (1) 当事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、当社現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - (Ⅰ) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - (Ⅱ) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - (Ⅲ) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～30. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>31. 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～30. (現行どおり)</p> <p><u>31. 貨物利用運送事業</u></p> <p>32. 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当会社の株主は、<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> ・新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第23条 (記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第25条～第41条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第24条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

第2号議案 定款一部変更の件（その2）

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

この点、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能とされています（会社法第278条第3項）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定を新設するものです。（変更案第41条）

なお、変更案第41条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第7章 買収防衛策
(新設)	<u>（買収防衛策）</u> 第41条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、 <u>買収防衛策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず</u> に新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができること</u></p>

(注) 上記「変更案」の条数につきましては、「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されたときの条数を示しており、ご承認いただけなかった場合には、これに伴う条数の変更を行います。

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

当社が、平成18年5月22日および平成18年5月29日開催の取締役会ならびに同年6月29日開催の定時株主総会における決議に基づき、有効期間を平成21年6月30日までとして導入した新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」といいます。）については、平成21年6月30日をもって有効期間の満了により失効するとともに、信託型ライツ・プランの一環として発行した第一回信託型ライツ・プラン新株予約権の全て（75,000,000個）については行使期間の満了により消滅し、また、信託契約についても期間満了により終了することとなります。

当社は、第一回信託型ライツ・プランの有効期間満了による失効に際し、平成21年5月20日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定される下記1.（1）に記載のものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会において承認されることを条件として、平成21年7月1日をもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することといたしました。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件（その2）」が承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第41条[第2項]に基づき本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことにつき当社取締役会に委任していただくことを株主の皆様にお願ひするものであります。

1. 提案の理由

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、

あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「技術力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。加えて、当社の発行する株式は、今後その流動性を増す可能性も否定できないことから、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りません。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、注9に、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の 절차를踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを

実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が生ずることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一回ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合または株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないうで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な「仕組み（人と技術力の融合）」や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注13)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注14)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注15)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注16)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの当初の有効期間は、平成21年7月1日から本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成21年5月20日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができます。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除きます。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定を行う。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注16) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当

該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏 名：吉岡 大樹（よしおか たいき）
生 年 月 日：昭和15年9月16日

略 歴：昭和38年4月 住友生命保険相互会社入社
平成7年7月 同社 取締役 埼玉業務開発部長
平成9年4月 同社 常務取締役 東京本社総合法人第二本部長
平成11年4月 同社 代表取締役専務
平成13年7月 同社 代表取締役副社長
平成14年4月 同社 代表取締役副社長兼執行役員副社長
平成15年1月 住生コンピューターサービス株式会社 取締役会長
平成17年6月 当社 社外取締役（現任）
海輝科技ジャパン株式会社 取締役会長
平成17年9月 同社 取締役会長退任
平成18年1月 株式会社CIJソリューション 取締役会長
平成18年8月 同社 取締役会長退任
現在に至る

吉岡大樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：夏野 剛（なつの たけし）
生 年 月 日：昭和40年3月17日

略 歴：昭和63年4月 東京ガス株式会社入社
平成8年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長
平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）
ゲートウェイビジネス部メディアディレクター

平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員
マルチメディアサービス部長

平成19年9月 重慶市長国際経済顧問会議メンバー（現任）

平成20年5月 慶應義塾大学政策メディア研究科 特別招聘教授
（現任）

e-solutions株式会社 アドバイザー（現任）

平成20年6月 当社 社外取締役（現任）
セガサミーホールディングス株式会社 取締役（現任）
ぴあ株式会社 取締役（現任）
株式会社ライブウェア 取締役（現任）
NTTレゾナント株式会社 取締役（現任）
SBIホールディングス株式会社 取締役
（現任）

平成20年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ アドバイザー
（現任）
株式会社アプリックス 顧問（現任）
株式会社ディーターコミュニケーションズ アド
バイザー（現任）
株式会社テックファーム アドバイザー（現任）

平成20年8月 楽天株式会社 楽天技術研究所 フェロー（現任）

平成20年10月 株式会社電通 経営企画局 アドバイザー（現任）

平成20年12月 株式会社ダウンゴ 取締役（現任）

平成21年4月 IT国際競争力研究会 委員長（現任）
現在に至る

夏野剛氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：瀧浪 壽太郎（たきなみ じゅたろう）
生 年 月 日：昭和16年9月28日

略 歴：昭和43年4月 日本事務器株式会社入社
昭和47年2月 株式会社電通入社
昭和50年12月 株式会社電通国際情報サービス 出向

昭和60年6月 同社 取締役
 平成2年6月 同社 常務取締役
 平成3年7月 同社に転籍
 平成6年6月 同社 専務取締役
 平成10年6月 同社 代表取締役社長
 平成16年6月 同社 代表取締役社長最高執行責任者
 平成18年6月 同社 常勤顧問
 平成20年10月 当社 顧問（現任）
 現在に至る

瀧浪壽太郎氏は、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役に就任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：高尾 吉郎（たかお きちろう）
 生 年 月 日：昭和9年12月23日

略 歴：昭和33年4月 日興証券株式会社（現 株式会社日興コーディアルグループ）入社
 昭和50年3月 同社 和歌山支店長
 昭和57年12月 同社 取締役 大阪支店事業法人部第一部長
 昭和60年11月 同社 常務取締役 大阪地区担当兼大阪支店長
 昭和63年8月 同社 専務取締役 営業企画担当
 平成2年5月 同社 副社長
 平成3年6月 同社 取締役社長
 平成9年10月 同社 顧問
 平成12年6月 日本電通株式会社 監査役（現任）
 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ 顧問
 平成17年6月 同社 顧問退任
 平成18年6月 当社 社外取締役（現任）
 現在に至る

高尾吉郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で監査役選任議案が承認可決された場合には、当社の監査役に就任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	おくだこうき 奥田 耕己 (昭和12年1月9日生)	昭和41年6月 丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和49年12月 株式会社関西丸栄計算センター代表取締役社長 昭和50年6月 和歌山丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和53年11月 株式会社インプット研究所代表取締役社長 昭和57年1月 群馬丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和57年4月 株式会社マリテック代表取締役社長 昭和59年6月 財団法人情報サービス産業協会常任理事 昭和60年6月 当社代表取締役社長 平成9年5月 株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成10年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成11年12月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役社長 平成14年9月 当社代表取締役会長兼グループCEO 平成15年6月 代表取締役グループCEOファウンダー(現任)	7,498,800株 (一株)
2	ふなつこうじ 船津 康次 (昭和27年3月18日生)	昭和56年4月 株式会社リクルート入社 平成7年12月 株式会社北海道じゃらん取締役 平成10年4月 当社入社、事業企画開発本部長 平成10年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役、海外事業統轄補佐 平成12年4月 代表取締役副社長、総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当 平成12年11月 事業統括担当 平成13年4月 事業戦略本部兼人材戦略本部担当 平成14年4月 代表取締役副社長兼事業統括本部最高責任者兼人事担当 平成14年9月 代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 代表取締役会長兼CEO(現任)	25,200株 (91株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">おく だ まさ たか 奥 田 昌 孝 (昭和42年3月29日生)</p>	<p>昭和63年4月 当社入社 平成8年6月 取締役マーケティング本部副本部長 平成10年6月 常務取締役社長室担当 平成12年4月 代表取締役副社長、事業企画開発本部担当、海外事業本部副担当 平成12年12月 株式会社アスクジーズスジャパン(現株式会社アスクドットジェービー)代表取締役 平成13年4月 当社社長室、事業推進本部担当、海外事業本部、経理財務本部兼管理サービス本部副担当 平成14年4月 代表取締役副社長兼Co-COO、事業開発本部最高責任者 平成14年6月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役(現任) 平成14年9月 当社代表取締役副社長兼COO 平成15年6月 代表取締役社長兼COO(現任)</p>	<p style="text-align: center;">5,910,368株 (182株)</p>
4	<p style="text-align: center;">いわ み こう いち 石 見 浩 一 (昭和42年1月10日生)</p>	<p>平成5年4月 味の素株式会社入社 平成13年3月 当社入社 平成14年6月 取締役事業開発統括本部副本部長 平成15年6月 常務取締役マーケティングチェーンマネジメントサービス事業本部サービス本部長 平成16年6月 上席常務執行役員 平成17年3月 大宇宙信息系统(上海)有限公司董事長(現任) 平成17年4月 当社マーケティングチェーンマネジメントサービス統括責任者 平成17年6月 専務取締役 平成17年8月 大宇宙宮鏈創信息咨询(上海)有限公司董事長(現任) 平成18年2月 transcosmos MCM Korea Co., Ltd. 代表理事(現任) 平成18年6月 当社取締役副社長 平成21年4月 専務取締役、コールセンターサービス統括、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス総括、ビジネスプロセスソリューションサービス本部、デジタルマーケティングサービス本部、MCM分析サービス部、中国サービス部、サービス企画本部担当、アジアデジタルマーケティングサービス部長(現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株 (200株)</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
5	むか い ひろ ゆき 向 井 宏 之 (昭和27年7月23日生)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和62年1月 同社関西営業本部営業課長 平成3年10月 同社流通産業営業本部第六営業所 長 平成7年1月 同社流通システム事業部小売シス テム事業部長 平成9年1月 同社アジア地区本社(東京) 出向 平成10年1月 同社欧州地区本社(フランス)出向 平成12年4月 同社理事流通システム事業部長 平成16年4月 同社理事PC&プリンティング事業部 長 平成17年3月 レノボ・ジャパン株式会社代表取 締役社長 平成19年10月 当社入社、上席常務執行役員営業 統括営業企画本部担当 平成20年4月 上席常務執行役員営業統括責任者 平成20年6月 専務取締役営業統括責任者 平成21年4月 上席常務取締役営業統括責任者(現 任)	一株 (一株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	もり やま まさ かつ 森山 雅勝 (昭和45年5月21日生)	<p>平成5年4月 プライスウォーターハウスコンサル タント(現日本アイ・ビー・エム 株式会社)入社</p> <p>平成9年2月 ジェミニ・コンサルティング・ ジャパン・インク(現ブーズ・アレ ン・アンド・ハミルトン株式会 社)入社</p> <p>平成11年8月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社入社</p> <p>平成12年6月 当社入社</p> <p>平成13年4月 社長室コーポレートストラテジー 担当</p> <p>平成14年4月 経営企画本部長</p> <p>平成14年6月 取締役</p> <p>平成15年6月 常務取締役</p> <p>平成16年6月 上席常務執行役員</p> <p>平成16年9月 ソフトバンクインベストメント株 式会社執行役員戦略企画本部担当 兼ファンド投資本部インキューバ ション部長</p> <p>平成17年4月 当社上席常務執行役員人事企画担 当CIO</p> <p>平成17年6月 専務取締役人事企画担当CIO トランスコスモス&チームラボ株 式会社(現チームラボビジネスデ ベロップメント株式会社)代表取締 役社長(現任)</p> <p>平成17年9月 当社専務取締役BtoC事業戦略本部 長</p> <p>平成19年3月 株式会社コア代表取締役(現任)</p> <p>平成19年4月 当社専務取締役CIO兼BtoC事業戦略 本部長兼人事本部長</p> <p>平成19年6月 専務取締役BtoC事業戦略本部長</p> <p>平成21年4月 上席常務取締役BtoC事業戦略本部 長兼営業統括meet-me営業推進部長 (現任)</p>	2,000株 (一株)
7	なが くら しん いら 永倉 辰一 (昭和39年1月7日生)	<p>昭和61年3月 株式会社リクルート入社</p> <p>平成10年6月 当社入社</p> <p>Trans Cosmos USA, Inc. 出向</p> <p>平成14年8月 同社Director</p> <p>平成16年6月 当社執行役員サービス開発本部長</p> <p>平成17年6月 常務執行役員グループ戦略担当</p> <p>平成17年9月 上席常務執行役員事業開発投資本 部長</p> <p>平成18年6月 専務取締役</p> <p>平成21年4月 上席常務取締役関係会社統括部担 当兼北米事業部長(現任)</p>	1,000株 (一株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	よし おか たい き 吉 岡 大 樹 (昭和15年9月16日生)	昭和38年4月 住友生命保険相互会社入社 平成7年7月 同社取締役埼玉業務開発部長 平成9年4月 同社常務取締役東京本社総合法人第二本部長 平成11年4月 同社代表取締役専務 平成13年7月 同社代表取締役副社長 平成14年4月 同社代表取締役副社長兼執行役員副社長 平成15年1月 住生コンピューターサービス株式会社取締役会長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 海輝科技ジャパン株式会社取締役会長 平成17年9月 同社取締役会長退任 平成18年1月 株式会社CIJソリューション取締役会長 平成18年8月 同社取締役会長退任	一株 (一株)
9	なつ の たけし 夏 野 剛 (昭和40年3月17日生)	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成8年6月 株式会社ハイパーネット取締役副社長 平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)ゲートウェイビジネス部メディアディレクター 平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員マルチメディアサービス部長 平成19年9月 重慶市長国際経済顧問会議メンバー(現任) 平成20年5月 慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授(現任) e-solutions株式会社アドバイザー(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) セガサミーホールディングス株式会社取締役(現任) びあ株式会社取締役(現任) 株式会社ライブウェア取締役(現任) NTTレゾナント株式会社取締役(現任) SBIホールディングス株式会社取締役(現任) 平成20年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモアドバイザー(現任) 株式会社アプリックス顧問(現任) 株式会社ディーツーコミュニケーションズアドバイザー(現任) 株式会社テックファームアドバイザー(現任) 平成20年8月 楽天株式会社楽天技術研究所フェロー(現任) 平成20年10月 株式会社電通経営企画局アドバイザー(現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成21年4月 IT国際競争力研究会委員長(現任)	一株 (1,642株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
10	たき なみ じゅ た ろ う 瀧浪 壽太郎 (昭和16年9月28日生)	昭和43年4月 日本事務器株式会社入社 昭和47年2月 株式会社電通入社 昭和50年12月 株式会社電通国際情報サービス出向 昭和60年6月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成3年7月 同社に転籍 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役社長最高執行責任者 平成18年6月 同社常勤顧問 平成20年10月 当社顧問(現任)	一株 (一株)

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であり
ます。(1株未満切捨表示)
2. 取締役候補者森山雅勝氏は、チームラボビジネスディベロップメント株式会社および株式会社
ココアの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉岡大樹氏、夏野剛氏および瀧浪壽太郎氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 社外取締役の候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し
た理由
吉岡大樹氏、夏野剛氏および瀧浪壽太郎氏については、企業経営等の豊富な経験・実績・見
識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資す
るところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 夏野剛氏がフェリカネットワークス株式会社取締役在任中に、平成18年11月21日同社に勤務
していた派遣社員が顧客データを漏洩させる事故が発生いたしました。これにつきまして夏
野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後にはリスク管理に関する注意喚起
を積極的に行い、法令、規定等の遵守および規程等の整備ならびに再発防止の徹底等を指示
するなど、その職責を果たしております。また、夏野剛氏が三井住友カード株式会社取締役
在任中、平成19年1月30日同社が展開するインターネットサービス「Vpass」のサーバーが
外部から不正アクセスを受ける事件が発生し、一部顧客カード情報が流出いたしました。同
社は、警察へ被害を届け、該当する顧客へ事情を説明、謝罪するなどの対応をいたしました。
これにつきまして夏野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後には、システ
ムの脆弱性を点検、監視体制の強化などの対応を指示するなど再発防止の体制構築を積極的
に行い、その責務を果たしております。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた額
または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する内容の契約を締結できる旨を定款に定
めており、すでに吉岡大樹氏および夏野剛氏とは当該責任限定契約を締結しております。吉
岡大樹氏および夏野剛氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定で
あります。また瀧浪壽太郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、当該責任限定契約
を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① 吉岡大樹氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であり
ます。
- ② 夏野剛氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年であり
ます。

第5号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	いし おか ひで あき 石岡 英明 (昭和24年10月20日生)	昭和48年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社 平成8年4月 当社顧問 平成8年6月 常務取締役技術本部長 平成12年4月 専務取締役技術本部副担当 平成12年10月 株式会社Jストリーム取締役 平成13年2月 アバヴネットジャパン株式会社代表取締役 平成14年4月 当社技術フェロー 平成14年6月 株式会社マックインターフェイス(現応用技術株式会社)代表取締役副社長 平成17年1月 同社取締役 同社専務取締役技術本部担当 平成18年1月 同社専務取締役経営企画本部長 平成19年1月 同社取締役 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ代表取締役会長 平成19年12月 同社取締役会長 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	1,000株 (36株)
2	たか お きち ろう 高尾 吉郎 (昭和9年12月23日生)	昭和33年4月 日興証券株式会社(現株式会社日興コーディアルグループ)入社 昭和50年3月 同社和歌山支店長 昭和57年12月 同社取締役大阪支店事業法人部第一部長 昭和60年11月 同社常務取締役大阪地区担当兼大阪支店長 昭和63年8月 同社専務取締役営業企画担当 平成2年5月 同社副社長 平成3年6月 同社取締役社長 平成9年10月 同社顧問 平成12年6月 日本電通株式会社監査役(現任) 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ顧問 平成17年6月 同社顧問退任 平成18年6月 当社社外取締役(現任)	一株 (一株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
3	わた なべ かず し 渡邊 和志 (昭和14年9月25日生)	昭和34年5月 警視庁警察官採用 昭和48年3月 警視庁警部 築地警察署、警察庁捜査第二課、警視庁教養課、渋谷警察署に配属 昭和56年3月 警視庁警視 渋谷警察署、警視庁人事第一課課長代理、麹町警察署副署長に配属 昭和61年9月 第三機動捜査隊長、富坂警察署長、警視庁鑑識課長、警視庁捜査第一課長に配属 平成2年8月 警視正 警視庁捜査第一課長、蒲田警察署長、警視庁刑事総務課長に配属 平成5年9月 東北管区警察局長 平成7年2月 警視長 警視庁生活安全部長 平成9年9月 警視監 警視庁警務部付 退職 平成9年10月 ヤマト運輸株式会社営業戦略本部部長 平成10年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成17年3月 同社退社 平成17年5月 株式会社損害保険ジャパン非常勤顧問(現任) 平成18年1月 当社顧問 平成18年6月 社外監査役(現任)	一株 (54株)
4	なか むら とし あき 中村 敏明 (昭和16年10月9日生)	昭和35年4月 大阪国税局総務部総務課 平成5年7月 国税庁長官官房主任国税庁監察官 平成8年7月 品川税務署長 平成9年7月 税務大学校東京研修所長 平成11年7月 渋谷税務署長 平成12年7月 渋谷税務署長退官 平成12年10月 テクノブーク株式会社税務顧問 平成15年9月 株式会社リソー教育監査役(現任) 平成16年4月 当社税務顧問 平成18年6月 社外監査役(現任)	一株 (91株)

- (注) 1. 監査役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります。(1株未満切捨表示)
2. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 渡邊和志氏および中村敏明氏は、社外監査役の候補者であります。
4. 監査役候補者高尾吉郎氏は、現在当社の社外取締役であります。本定時株主総会終了の時をもって、任期満了により退任いたします。
5. 社外監査役の候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

渡邊和志氏および中村敏明氏については、豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

6. 当社は、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する内容の契約を締結できる旨を定款に定めており、すでに渡邊和志氏および中村敏明氏と当該責任限定契約を締結しております。渡邊和志氏および中村敏明氏の選任が承認された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
 - ① 渡邊和志氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。
 - ② 中村敏明氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

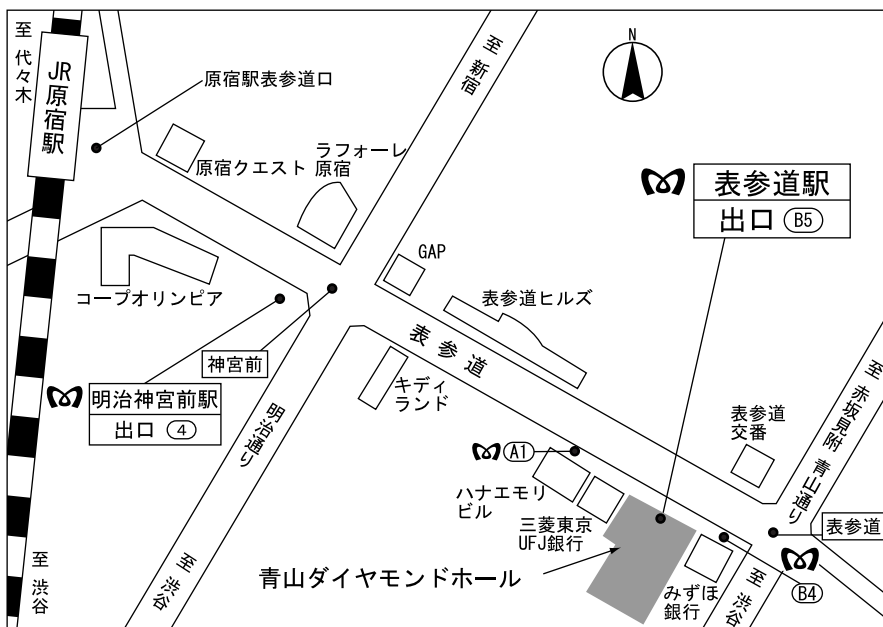
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
ひいろ てるゆき 日 色 輝 幸 (昭和8年1月15日生)	昭和31年4月 巴工業株式会社入社 平成元年1月 同社取締役 平成5年1月 同社常務取締役 平成9年1月 同社専務取締役 平成11年1月 同社顧問 平成12年1月 同社顧問退任 平成13年5月 株式会社マックインターフェイス(現応用技術株式会社)監査役 当社社外監査役(現任) 平成16年6月 ダブルクリック株式会社常勤監査役(現任) 平成19年6月	一株 (一株)

- (注) 1. 補欠監査役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります。(1株未満切捨表示)
2. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 補欠監査役候補者日色輝幸氏は、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 補欠監査役候補者日色輝幸氏は、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年であります。
5. 補欠の社外監査役の候補者の選任理由および補欠の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
日色輝幸氏は、5年にわたり当社の社外監査役を職務を遂行しており、豊富な経験・実績・見識を有し、また業務を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する内容の契約を締結できる旨を定款に定めており、日色輝幸氏が当社の社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
電話 (03) 5467-2111



<交通のご案内>

- ※東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」B5出口直結
- ※東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前駅」4出口下車徒歩7分
- ※JR山手線「原宿駅」表参道口下車徒歩15分
(ご来場には公共の交通機関をご利用ください。)